

入学金の徴収猶予制度（※1）について

1 入学金徴収猶予の対象者

令和8年度に入学予定の方のうち、経済的な理由（※2）により入学金の納付期限の延長を希望する方であって、別紙「入学金延納の認定要件について」に記載の要件を満たす方。

（※1）入学金の徴収猶予制度とは、上記対象者の入学金の納付期限を**令和8年5月14日**まで延長する制度です。

なお、入学後に入学金及び授業料の減免申請を行った場合は、減免審査結果が出るまでの間、令和8年5月14日以降も納付期限が延長されます。
減免審査の結果、入学金の減免が認められなかった又は一部のみが認められた方は、所定の期限までに入学金を納付してください。

（※2）経済的な理由には、住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯、扶養する子が3人以上の世帯（多子世帯（※3））、家計が急変した世帯等が該当します。詳細は別紙の「入学金延納の認定要件について」の「1（2）家計の経済状況に関する基準」を確認してください。

2 延納申請書の提出等

入学金の納付期限の延長を希望する方は、**令和8年3月13日**までに以下①～⑤の書類を提出してください。

なお、令和7年1月1日以降、家計が急変した等により、急変後の状況が課税（所得）証明書に反映されていない場合は、⑥及び⑦の書類も併せて提出してください。（家計急変による入学金延納を考えている方は、一度当校へご相談ください。）

- ① 「入学金延納申請書」（様式1）
- ② 申請者本人及びその生計維持者（※3）の住民票（多子世帯該当の場合は、全ての生計維持者の扶養親族全員分も必要）
- ③ 申請者本人及びその生計維持者の令和7年度課税（所得）証明書
（税情報で確認できない新たに生まれた実子等があり、それらの子を含めると多子世帯に該当する場合は、「新たに生まれた子等」の数の申告書（様式1-2）も提出）
- ④ 資産等申告書（様式1-1）
- ⑤ 申請者本人が外国籍の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写しなど、在留資格や在留期限が明記されているもの
- ⑥ 家計が急変したことがわかる証明書類（下表参照）
- ⑦ 家計急変の事由が発生した後の該当者の所得を証明する書類（事由発生前1か月分の給与

明細及び事由発生日以降、申請書提出時における直近の給与明細のすべて（賞与や退職金も含む）。自営業等により給与明細が提出できない場合は、帳簿等の写しを提出してください。

(※3) 生計維持者及び多子世帯の定義については、別紙「入学金延納の認定要件について」をご覧ください。

(家計急変事由に係る表)

家計急変の事由 (※4)	証明書類
A : 生計維持者の一方 (又は両方) が <u>死亡</u>	下記の <u>いずれか</u> ・ <u>戸籍謄本 (抄本)</u> ・ <u>住民票 (死亡日記載)</u>
B : 生計維持者の一方 (又は両方) が <u>事故又は病</u> <u>気</u> により、3ヶ月以上、就労が困難	・ <u>医師による診断書</u> 及び ・ <u>雇用主による病気休職に係る証明書 (「休職証明書」)</u>
C : 生計維持者の一方 (又は両方) が <u>失職</u> (非自発的失業の場合に限る。)	下記の <u>いずれか</u> ・ <u>雇用保険被保険者離職票 (写し)</u> ・ <u>雇用保険受給資格者証 (写し)</u>
D : 生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれかに該当</u> ①上記A～Cの <u>いずれかに該当</u> ②被災により、生計維持者の一方 (又は両方) が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・ <u>罹災証明書 (写し)</u>

(※4) 家計が急変する事由が生じたことにより、世帯収入が減少していることが前提です。収入の減少を伴わない、単なる家計の支出増加の場合は、家計急変の事由に該当しません。

3 延納 (納付猶予) が承認された場合

当校は延納申請書を受理後、審査の結果、要件 (※5) を満たしていると認められた場合は、「入学金延納承認通知書」を申請者あてお送りします。

納付期限は令和8年5月14日とします。

(※5) 別紙の「入学金延納の認定要件について」に記載の要件を指します。

なお、入学後に受付をする1年前期分の授業料等減免申請をした場合は、授業料及び入学金が全額又は一部が減免されますが、減免申請を行わず上記の納付期限までに入学金を納付しなかった場合は除籍となりますのでご注意ください。

4 延納（納付猶予）が不承認となった場合

延納申請書を受理後、審査の結果、要件（※5）を満たしていないと判断した場合は、「入金延納不承認通知」を申請者あてお送りします。

納付期限は令和8年3月31日となります。

5 入学を辞退する場合の取扱い

入学を辞退する場合は、**令和8年3月31日（必着）**までに入学辞退申出書（様式5）の提出により入学辞退の手続きを必ず行ってください。

なお、入学辞退の手続きが令和8年3月31日までに完了しない場合は、入学者として取扱い、入学金の納付を求めます。

6 審査結果の通知について

「入金延納承認通知書」又は「入金延納不承認通知書」の発送は、令和8年3月19日に行う予定です。

入学金延納の認定要件について

1 認定要件について

次の(1)～(2)のいずれにも該当する必要があります。

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

次のア～カのいずれかに該当する者。

ア 日本国籍を有する者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者

ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

エ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると能開大等の長が認めた者

オ 出入国管理及び難民認定法別表第一の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、下記のいずれにも該当する者

- ・ 国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者

- ・ 日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者

- ・ 能開大等修了後も日本で就労して定着する意思があると能開大等の長が認めた者

カ 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案してオに掲げる者に準ずると能開大等の長が認めた者

※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）については今回の支援措置の対象にはなりません。

(2) 家計の経済状況に関する基準

次のア及びイに掲げる、収入及び資産の基準を満たすこと。

ア 収入に関する基準

学生等及びその生計維持者のそれぞれの課税（所得）証明書にある「市町村民税の所得割額」を合算した額（減免額算定基準額）が以下の基準額未満であること。

〔基準額〕 51,300 円未満

（※多子世帯に該当する場合は上記に関わらず所得制限なし）

ただし、地方自治法第二五二条の一九の指定都市が発行する課税（所得）証明書により申請があった場合は、市町村民税の所得割額に対して4分の3を乗じた額を用います。

イ 資産に関する基準

学生等及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

〔基準額〕 5,000 万円未満

（※多子世帯に該当する場合は3億円未満）

なお、ここで言う資産とは、次のものであることに留意すること。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※ 宝石(指輪等)は含まない。

ウ 「多子世帯」の定義の概要

多子世帯の判断は、すべての生計維持者の課税（所得）証明書により証明されている扶養家族の「子ども」の数及び税情報で確認できない生計維持者に生まれた実子等の数により判断されます。

税情報で確認できない生計維持者に生まれた実子等とは、昨年1月1日以降に出生した実子等を、扶養家族の「子ども」に含めることが可能となります。また、生計維持者の実子、養子のうち特別養子縁組による者、児童福祉法に基づき里親に委託された者（いわゆる里子）などが対象となるほか、昨年1月1日以降に生計維持者と生計を一にしていると認められる（生計維持者に死別・離婚・暴力等からの避難等の扶養の異動を伴う事実があり、生計維持者の「扶養する子」の数が3人以上であることが公的証明書類等により確認できる）場合も対象となります。

税情報で確認できない生計維持者に生まれた実子等を算入する場合は、【「新たに生まれた子等」の数の申告書】（様式 1-2）を提出してください。

エ 「生計を維持する者」の定義の概要

学生等の「生計を維持する者」に該当する者については、次の整理により判断すること。

- i) 父母がいる場合・・・父母が生計維持者となる。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。）
- ii) 父母がいない場合・・・父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる（父母を亡くした後、叔父夫妻により生計を維持されている場合は、叔父・叔母のうち1名が生計維持者となる）。生計を維持する者がいない場合（独立生計の場合）は、学生等本人が生計維持者となる。
- iii) 社会的養護を必要とする者（児童養護施設等に入所していた者等）の場合・・・父母の有無を問わず、独立生計と見なす。

入学金延納・授業料減免の申請フロー図

(補足説明)

● 入学金の延納について

入学金の延納とは、事前に申請し、審査で承認された場合に、入学金の納付期限を延長できる制度です。※申請後、必ず審査がありますので、承認されない場合もあります。

● 授業料等減免制度について

入学金と授業料が一体となった制度で、入学後に申請し、審査を受けて承認された場合、入学金や授業料が全額免除または一部減額されます。

● 入学金延納申請と減免申請の概要

入学金の延納申請と、入学金・授業料の減免申請には、それぞれ期限と審査があります。

